

第2次新城市地域情報化計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 電子市役所の構築や情報化施策を計画的に進めていく指針となる「第2次新城市地域情報化計画」を策定するため、新城市地域情報化計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会の委員は、地域情報化に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、策定委員会委員のうちから互選する。
- 4 委員長は、会務を総理する。

(会議)

第3条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、策定委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(業務)

第4条 策定委員会は、次の業務を行う。

- (1) 情報化計画策定のため総括的な審議及び調整
- (2) 庁舎情報システム整備・利活用の審議
- (3) 住民サービス向け情報システム整備・利活用の審議
- (4) その他情報化計画の推進

(庁内検討会)

第5条 策定委員会の下に、新城市地域情報化計画策定庁内検討会(以下「庁内検討会」という。)を置く。

- (1) 庁内検討会は、副課長相当職以下の職員のうちから選任された者で構成する。
 - (2) 庁内検討会に前号の規定により選任された者のうちから、必要に応じて庁内検討会長を置く。
- 2 庁内検討会は、次の業務を行う。
- (1) 情報化計画策定のため必要な企画、調査及び研究
 - (2) 情報化の事業別計画の立案及び調整
 - (3) その他情報化計画の推進

(解散)

第6条 策定委員会は、情報化計画の市長への報告完了をもって解散する。

(庶務)

第7条 策定委員会及び庁内検討会の事務局は、企画部情報システム課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月8日から施行する。